

令和8年度 八王子市立浅川小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ問題に対する基本方針

「いじめには 未然防止に 力入れ 起きたらみんなで 解決図ろう」

2 主な取り組み

(1) 道徳教育の充実

- ①道徳科の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②特別活動を重視し、コミュニケーション能力を高める活動や体験の中で、道徳的実践を重視した教育活動を推進する。
- ③家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置(年間計画)

- ①各学級で、学級経営を重視し、支持的風土をつくる。
- ②たてわり班活動などの異年齢交流活動を通して、差異を受け入れる意識を高める。
- ③「ふれあい月間」を通じて、学年会をもち、チェックシートを参考に児童の様子をチェックする。定期的なアンケートを実施する。
- ④毎週一回「いじめ防止対策委員会」を実施できるようにし、些細なことも全職員で共有し、重要事項を精査していく。
- ⑤必要がある児童には随時、児童と担任の二者面談を実施し、友達との関係や悩みなどを話せる場を設ける。
- ⑥スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。
- ⑦生活指導夕会を週一回実施し、いじめを未然防止ができるように教職員間の情報共有を図る。クラスや学年の児童の様子を担当、専科、養護教諭が発表し合い、児童についての情報を共有する。
- ⑧見守りシートを活用し、いじめの早期発見に努める。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童の人格の成長を促すために、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、子ども家庭支援センター、警察や児童相談所等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (5) 複数の教職員で対応を行う。

4 いじめ防止等の対策のための組織

